～特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の事務担当者の皆様へ～

法人市民税に関するお知らせ

法人を設立した場合は，法人市民税及び法人道民税・法人事業税に関して，法人設立の届出書の提出が必要です。

法人市民税は，事務所等の所在地が旭川市の場合，旭川市税務部市民税課，法人道民税・法人事業税は，上川総合振興局課税課に必要な書類（定款の写し，登記事項証明書の写し等）を添付して提出してください。

1　特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）に対する法人市民税の取り扱い

・法人市民税の申告納付は毎年必要になります。
・税法上の収益事業を行う場合は，事業年度終了の日から２か月以内に申告書を提出のうえ，法人市民税の均等割と法人税割を納付しなければなりません。
・税法上の収益事業を行わない場合であっても，毎年４月 30 日までに申告書を提出のうえ，均等割を納付しなければなりません。

・・・税法上の収益事業とは・・・

税法上の収益事業とは税法上の収益事業とは，「法人税法施行令第５条に規定する事業で，継続して事業場を設けて営まれるもの」であり，その範囲は法人税と同じであるため，具体的な認定にあたっては，法人税（税務署）の取り扱いに準じることとされています。

このため，特定非営利活動法人に係る事業であっても，税法上の収益事業に該当する場合がありますので，当該事業が，税法上の収益事業に該当するか否かについては，所轄の税務署にお問い合わせください。

2　法人市民税額

■ 均等割額　　年額　６０，０００円
■ 法人税割額　　法人税額 × ８.４％（H26.10.1～R1.9.30　12.1%）
※法人税がかからない場合は，法人税割もかかりません。

3　法人市民税均等割の減免について

法人市民税の申告は，全ての特定非営利活動法人が行わなければなりませんが，税法上の収益事業を行っていない場合は，申告期限までに減免申請書を提出することで均等割全額が減免されます。(収益事業を行っている場合は，減免の対象となりません。)

減免申請書は，法人市民税均等割申告書と併せて送付させていただきますので，必要書類を添付して，申告書とともに４月 30 日までに提出してください。（法人道民税も同様です。）

4　申告書の提出先，問い合わせ先

■ 法人市民税　　旭川市税務部市民税課法人係
（代表）0166-26-1111（内 3351）　（直通）0166-25-5758

■ 法人道民税，法人事業税　上川総合振興局課税課
0166-46-5926